

県職交渉（5月交渉①）概要

- 1 日 時 令和6年4月23日（火）
- 2 場 所 審理審問室
- 3 出席者 【当局】行政経営部長、人事課長外
【組合】委員長、副委員長、書記長外
- 4 議 題 執行体制・公募関係、早期枠試験、特殊勤務手当条例の改正

項 目	組 合 主 張	当 局 回 答
執行体制・公募関係	○公募に向けて人事の基本的な考え方はどうか。 ○意向調査もしていると思うが、退職をどの程度見込むのか。 ○定年退職がある年・ない年に関わらず、一定の新規採用が必要だという認識はあるのか。 ○来年度の事業量増減についてはどうか。 ○病休者が高止まりしているのではないか。	○退職見合いにフルタイム再任用と事業の増減を考慮して考える。 ○定年退職は102人だが、どの程度フルタイム再任用で残ってもらえるか等、精査中だ。 ○はい。 ○その他については各局と議論しているところ。 ○メンタルの休職者が25人いる。このうち20歳台の職員が相当数おり、メンタルヘルスセミナーの開催等取り組んでいるところ。
早期枠試験	○総合土木と獣医師について、先日1次試験があったと思うが、受験状況はどうか。	○申込者数と受験者数は差があるのが通例だが、その中でも比較的多く受験してもらったという認識だ。
特殊勤務手当条例の改正	○改正概要・理由と方向性は。 ○能登半島地震に係るものを1月に遡及するのは国と同じようにするということが。	○災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当について、支給対象作業の整理及び手当額の改定等を行いたい。能登半島地震を踏まえ人事院規則が改正されたこと、大規模災害での広域連携が進んできていること等を踏まえた、国に合わせる形の改正だ。 ○はい。公布日施行が基本だが、今回の改正のきっかけが能登半島地震なので、1月に遡及できないか考えたものだ。